

建設常任委員会記録

令和4年6月20日（月）於 前川新館4階会議室

開会 午前10時00分

散会 午前10時06分

○出席委員（7名）

1番 樋川 篤子 委員 2番 竹浪 敦 委員 11番 野村 太郎 委員
15番 松橋 武史 委員 17番 小田桐 慶二 委員 19番 石岡 千鶴子 委員
26番 田中 元 委員

○出席理事者（2名）

建設部長 花岡 哲 建設部理事 佐藤 久男

○出席事務局職員（1名）

議事係長 蝦名 良平 主 査 榊 玲美

【午前10時00分 開会】

○委員長（野村太郎委員） これより、建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
本定例会において、建設常任委員会に付託されました案件は議案1件であります。

議案第84号 弘前市手数料条例の一部を改正する条例案

○委員長（野村太郎委員） 議案第84号弘前市手数料条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。建設部長。

○建設部長（花岡 哲） 議案第84号弘前市手数料条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案第84号は、建築基準法の一部改正に伴い、関係規定を整理するため、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、資料2の弘前市手数料条例改正説明資料を御覧ください。改正内容につきましては、主にこちらの資料で御説明させていただきます。

まず、条例改正の概要について御説明いたします。

このたびの建築基準法の一部改正に伴い、応急仮設建築物等の存続期間延長を可能とする規定が追加されたことにより、建築基準法第85条及び第87条の3に条項ずれが生じたため、弘前市手数料条例において、同法の条項を引用している部分の条項ずれを修正するため所要の改正をするもので、手数料の額の変更等の実質の改正はございません。

次に、弘前市手数料条例の一部改正の内容について御説明いたします。

ここからは、お手元の資料1の新旧対照表も御参照して下さるようお願いいたします。新旧対照表の左側に条例改正案を、右側に現行条例を記載しており、赤字の部分がこのたび改正しようとする部分となっております。

建築基準法の一部改正に伴う条項ずれに対応するため、弘前市手数料条例中、別表54の項中、「第85条第5項」を「第85条第6項」に、同表54の2の項中、「第85条第6項」を「第85条第7項」に、同表64の2の項中、「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に、同表64の3の項中、「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改めるものです。また、附則において、施行期日を公布の日としております。

以上が議案第84号弘前市手数料条例の一部を改正する条例案の内容でございますが、最後に資料2の4、建築基準法改正の概要について御説明いたします。

災害があった場合に建築する応急仮設建築物は、応急の必要性の観点から、恒久的な建築物と異なり、建築基準法令の規定のうち、建築確認申請の手続や構造・規模に係る規定などの適用が除外されている一方、その存続期間は最長で2年3か月とされております。

しかし、近年、災害の頻発化・激甚化等に伴い、仮設の庁舎や医療施設等の応急仮設建築物に代わる恒久的な建築物の設置や建築基準に適合させるための改修工事を2年3か月以内に終わることが困難となる場合があります。

このような事態においても、円滑な災害復旧・復興等のため、応急仮設建築物等の存続期間について、特定行政庁が安全上、防火上、衛生上支障なく、かつ公益上やむを得ないと認める場合には、2年3か月を超えて1年ごとに存続期間を延長することを可能とする規定が設けられたものです。

以上で議案の趣旨説明を終わらせていただきます。十分なる御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（野村太郎委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○17番（小田桐慶二委員） 今の4番目の説明の中で、特定行政庁というのは何になるのか。

それから、1年ごとに存続期間を延長すると。最大限、何年まで可能なのか、そこをお願いします。

○建設部理事（佐藤久男） 特定行政庁とはということでした。建築確認の事務をつかさどる資格を有する職員である建築主事を置く市町村の長を言いまして、当市でいけば市長になります。

それと、何年間まで延長できるかということですがけれども、特段、今回の改正法の中ではいつまでという規定はございませんので、その事情が続く限り許可を延長していくという形になります。

○委員長（野村太郎委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時06分 散会】